

○釧路市窓口封筒の設置及び寄附に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民環境部戸籍住民課所管の窓口封筒の設置及び寄附に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口封筒 市民等が市から発行された各種証明書等を持ち帰る際に、利用することができるように、市の窓口等に設置する封筒をいう。
- (2) 寄附者 窓口封筒への広告掲載を希望する者を募集し、窓口封筒を作成する一連の業務を行い、市に窓口封筒を寄附する者をいう。

(設置期間)

第3条 窓口封筒の設置期間は、1年間とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、契約期間満了の3か月前までにいずれかの当事者から契約期間満了日をもって本契約を終了する旨の書面による通知がない場合、本契約は1年間に限り自動的に延長されるものとする。

(設置場所)

第4条 窓口封筒の設置場所は、戸籍住民課、各支所、各行政センター、その他市が指定する場所とする。

(寄附者の募集)

第5条 寄附者の募集方法及び募集期間その他の寄附者の募集に関して必要な事項は、市民環境部長が別に定める。

(寄附者の決定)

第6条 市は寄附者が複数あった場合は、抽選により1の寄附者を決定する。

(覚書の交換)

第7条 市は、前条の規定に基づき寄附者を決定したときは、窓口封筒の製作及び寄附に関し寄附者と覚書を交換するものとする。

(製作上の注意)

第8条 寄附者は、窓口封筒に広告を掲載する広告主を募集するに当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を招くことがないように十分配慮しなければならない。

- 2 寄附者は、窓口封筒の色、形状等の仕様及び掲載する広告について市と協議し、その承諾を受けなければならない。
- 3 窓口封筒の納入数量並びに納入の時期及び場所については市民環境部長が別に定めるものとする。

4 寄附者は、市が指定する事項を窓口封筒に掲載しなければならない。

(寄附者の責務)

第9条 寄附者は、広告内容についての責任その他、窓口封筒に関する一切の責任を負うものとし、第3者と問題が生じた場合は、問題解決のため対応するものとする。

(中止)

第10条 市は、窓口封筒を市民に提供することが適当でないと認めたときは、その設置を中止することができるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、窓口封筒の設置及び寄附に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。